

旅館業法の施行に関する規則

平成12年3月31日

規則第78号

改正 平成13年3月30日規則第24号

平成13年6月29日規則第63号

平成15年3月31日規則第65号

平成16年2月27日規則第11号

平成17年4月1日規則第43号

平成20年11月30日規則第88号

平成25年2月1日規則第4号

平成27年3月31日規則第53号

令和2年12月14日規則第115号

令和3年2月26日規則第8号

令和3年3月31日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行について、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)及び相模原市旅館業法施行条例(平成15年相模原市条例第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成15年規則65号・25年4号〕)

(旅館業の営業の許可)

第2条 省令第1条第1項の申請書は、旅館業営業許可申請書とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業の譲渡を受けた者が行う申請にあつては、第3号から第10号までに掲げる書類について当該旅館業を営む者が既に市長に提出している書類と内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書

- (2) 営業施設付近の見取図(法第3条第3項に規定する施設との距離を明らかにしたもの)
 - (3) 営業施設の配置図
 - (4) 営業施設の各階平面図
 - (5) 営業施設の4面の立面図(建物外壁及び屋根の色調が分かるもの)
 - (6) 営業施設の給排水の系統図
 - (7) 玄関帳場の構造を明らかにした詳細図
 - (8) 洗面用水に水道水以外の水を使用する場合にあっては、水道法(昭和32年法律第177号)第20条の2の規定により登録を受けた者が発行した同法第4条で定める基準に適合していることを証する水質検査成績書の写し
 - (9) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が水道水以外の場合は、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が第6条の水質基準に適合していることを証する書類の写し
 - (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 3 市長は、法第3条第1項の許可をしたときは旅館業営業許可通知書により申請者に通知するとともに、旅館業営業許可証(別記様式。以下「営業許可証」という。)を申請者に交付し、許可をしないときは旅館業営業不許可通知書により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により営業許可証の交付を受けた者は、当該営業許可証を営業施設の内部の見やすい場所に掲示しておかなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成16年規則11号・17年43号・25年4号・27年53号・令和2年115号・3年8号〕)

(旅館業の営業承継の申請及び承認)

第3条 省令第2条第1項及び第3条第1項の申請書は、旅館業営業承継承認申請書とする。

2 前項の申請書には、省令第2条第2項及び第3条第2項各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 営業施設付近の見取図(法第3条第3項に規定する施設との距離を明らかに

したもの)

(2) 省令第3条第1項の規定により申請書を提出する場合にあっては、営業許可証

- 3 省令第3条第2項第2号の同意書は、旅館業営業者相続同意証明書とする。
- 4 市長は、法第3条の2第1項の承認をしたときは旅館業営業承継承認通知書により申請者に通知し、法第3条の3第1項の承認をしたときは旅館業営業相続承継承認通知書により申請者に通知するとともに、営業許可証を書き換えて交付し、法第3条の2第1項及び法第3条の3第1項の承認をしないときは旅館業営業承継不承認通知書により申請者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により旅館業営業承継承認通知書の通知を受けた者である法人(以下「承継承認通知受領法人」という。)の合併又は分割によりその地位を承継した者は、旅館業営業許可証再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)に承継承認通知受領法人に交付されていた営業許可証及び承継承認通知受領法人の合併又は分割を証する登記事項証明書を添付して市長に提出し、営業許可証の再交付を受けなければならない。

(一部改正〔平成25年規則4号・27年53号〕)

(申請書記載事項の変更等の届出)

第4条 省令第4条の規定による届出は、申請書に記載した事項(営業の種別を除く。)の変更にあつては旅館業許可申請書記載事項変更届により、営業の全部又は一部の停止又は廃止にあつては旅館業停止(廃止)届により行わなければならない。

- 2 前項の届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 営業施設の構造設備の変更にあつては、その内容を明らかにした図面
 - (2) 営業の一部の停止又は廃止にあつては、その部分を明らかにした図面
 - (3) 営業の全部の廃止又は営業許可証の記載事項の変更にあつては、営業許可証
- 3 市長は、第1項の届出のうち営業許可証の記載事項の変更に係る届出を受けたときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。

(一部改正〔平成25年規則4号・27年53号〕)

(営業許可証の再交付)

第5条 営業許可証の交付を受けた者(以下「営業者」という。)は、当該営業許可証を亡失し、又は毀損したときは、再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、営業許可証を毀損したときは、毀損した当該営業許可証を添えなければならない。

2 営業者は、営業許可証の再交付を受けた後、亡失した営業許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(追加〔平成27年規則53号〕)

(浴槽水等の水質基準)

第6条 条例別表第1の8の項(1)に規定する原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水、井戸水等を使用する場合であって、同表1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難しく、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと市長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

1 色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3 pH値	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量をいう。以下同じ。)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物にあつては1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	検出されない(100ミリリットル中に10cfu未満をいう。)こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

2 条例別表第1の8の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水、井戸水等を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難く、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと市長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

1 濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2 有機物又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物にあつては1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。	有機物にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法
3 大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法
4 レジオネラ属菌	検出されない(100ミリリットル中に10cfu未満をいう。)こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(追加〔平成25年規則4号〕、一部改正〔平成27年規則53号・令和3年8号〕)

(浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定)

第7条 条例別表第1の8の項(6)に規定する浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定の頻度は、営業の始業時、繁忙時及び終業時の3回以上とする。

(追加〔平成25年規則4号〕、一部改正〔平成27年規則53号〕)

(宿泊者名簿の記載事項)

第8条 省令第4条の2第3項第2号に規定する事項は、次のとおりとする。

(1) 到着年月日

(2) 出発年月日

(3) 前泊地

(4) 行先地

(全部改正〔平成17年規則43号〕、一部改正〔平成25年規則4号・27年53号・令和2年115号〕)

(様式)

第9条 この規則の規定により使用する書類の様式(別記様式を除く。)は、別に定める。

(追加〔平成25年規則4号〕、一部改正〔平成27年規則53号〕)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成25年規則4号・27年53号〕)

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第24号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月29日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第65号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月27日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月30日規則第88号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成25年2月1日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定により交付されている旅館業営業許可書は、改正後の第2条第3項の規定により交付された旅館業営業許可書とみなす。

附 則(平成27年3月31日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第2条第3項の規定により交付されている旅館業営業許可書は、改正後の同項の規定により交付された旅館業営業許可証とみなす。

附 則(令和2年12月14日規則第115号)

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和3年2月26日規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第53号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(旅館業法の施行に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の旅館業法の施行に関する規則に規定する様式による旅館業営業許可証は、同条の規定による改正後の旅館業法の施行に関する規則に規定する様式によるものとみなす。

別記様式(第2条関係)



旅館業営業許可証

- 1 営業者の氏名又は名称
- 2 営業施設所在地
- 3 営業施設名称
- 4 営業許可番号
- 5 営業の種類
- 6 許可の年月日
- 7 許可の条件

年 月 日

相模原市長

印

備考 緑どり及び市章は、緑色とする。

別記様式(第2条関係)

(追加〔平成27年規則53号〕、全部改正〔令和3年規則53号〕)